

第3表 1 企業で支払額が1億円を超えた主な事案

業種 (対象労働者数)	事案の概要	遡及是正額 (万円)
金融・広告業	自己申告され把握していた始業開始前の労働時間について賃金を支払わず、また20時以降の時間外労働は申告されていなかったが、パソコンのログ記録等から申告時間を上回る時間外労働が認められ、時間外労働の割増賃金を支払っていなかったもの。	10,500
金融・広告業	自己申告制により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、パソコンの電源オン・オフ時間と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、自己申告により把握した労働時間を上回っており、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	39,525
金融・広告業	所属長の現認により労働時間を把握し、同時間により時間外手当・休日手当・深夜手当を支払っていたが、出入館記録による入社退社時刻と大幅な乖離があり、実労働時間を調査した結果、所属長が現認した労働時間を上回っており、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	49,696
運輸交通業	自己申告制により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、自己申告時間とパソコンログの使用履歴から確認した時間とに乖離があり、実労働時間を調査した結果、自己申告により把握した労働時間を上回っており、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	14,057
運輸交通業	携帯コンピューター端末の電源オン・オフ時間により労働時間を把握していたが、タイムカードによる在社時間記録、労働者及び責任者から聴取した労働時間の内容に乖離があり、実労働時間を調査した結果、自己申告により把握した労働時間を上回っており、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	147,482
保健衛生業	自己申告制により労働時間を把握しているが、医師が宿日直業務中に診療等行為を行った時間や研修医の時間外労働時間が適正に把握されておらず、時間外労働・深夜労働・休日労働の割増賃金を支払っていなかったもの。	19,872
商 業	タイムカードにより労働時間を把握し、早出時間は自己申告により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、申告していない早出時間が認められ、終業時刻以降の時間外労働を日々25分未満を切り捨てており、管理監督者とは認められない者に対する時間外労働の割増賃金を支払っていなかったもの。	13,711